

A woman in a dark business suit stands in the center of a modern office, holding a blue folder and gesturing with her left hand. She is addressing three colleagues seated around a large wooden conference table. The colleagues, two men and one woman, are focused on their laptops and documents. The office features large floor-to-ceiling windows that offer a view of a city skyline, with natural light streaming in. The overall atmosphere is professional and collaborative.

Doing Business

in France

企業への公的支援・融資

概要

政府の資金支援プログラム	4
基本事項	5
はじめに	5
企業の投資プロジェクトが受けられる、政府の資金支援の形態	5
インセンティブの原則の遵守	6
企業の投資プロジェクトの目的に応じた適切な方法の選択	6
支援対象企業の規模の確認	6
国家援助に関するEU規則	7
国家援助とは	7
国家援助に関するEU規則の枠組み	8
主な関係機関	9
フランスの公的支援一覧	10
フランスで受けられる支援の種類	12
生産的な投資に対する支援	12
生産的な投資に対する支援に関するEU規則	12
主な資金援助プログラム	16
対象となる主な費用	17
研究開発・イノベーションに対する支援	18
研究開発支援に関するEU規則	18
主な資金援助プログラム	20
対象となる主な費用	21
環境保護に対する支援	22
環境保護支援に関するEU規則	22
主な資金援助プログラム	23
対象となる主な費用	24
採用・職業訓練に対する支援	25
採用・職業訓練支援に関するEU規則	25
主な資金援助プログラム	27
対象となる主な費用	28
フランス2030：540億ユーロ規模の経済変革プログラム	29
研究から産業化まで、フランス2030実施の理由	29
援助を受ける資格に関する情報	30
フランス2030資金援助申請方法	31

概要

本書の内容

- フランスは事業開発や投資に対し非常に大きな経済的支援を行っている国の1つである。
- 新規進出は、多くの機会があるとしても簡単なことではない。
- 私たちはあらゆる国籍・産業セクター・規模の企業を常に支援し、また、企業のニーズに基づいて本書を作成した。
- 本書は、企業の投資プロジェクトの資金調達のためのあらゆる機会を網羅するものではなく、次のような資金調達のエコシステムを理解する一助となるものである。
 - 主な資金調達の筋道
 - 規制の枠組み
 - プロジェクトの資金調達のために利用できる主な手段
 - 投資の判断に役立つさまざまな手段
- 本書の構成
 - 地域共同体の枠組みの再確認
 - 主なメカニズムの概要
 - 対象となる主な費用の概要

私たちの活動内容

- プロジェクトデリバリーの簡素化と迅速化

フランス貿易投資庁-ビジネスフランス (Business France) は、企業がいかなるプロジェクトにおいてもフランスでの投資ができるよう、個々の企業に対しカスタマイズされた支援を行います。

- フランスでの投資の主な利点を見出す。
- 新規投資計画を立てる。
- 既存の拠点での存在感を高める。
- 産業パートナーまたは技術パートナーを見つける。

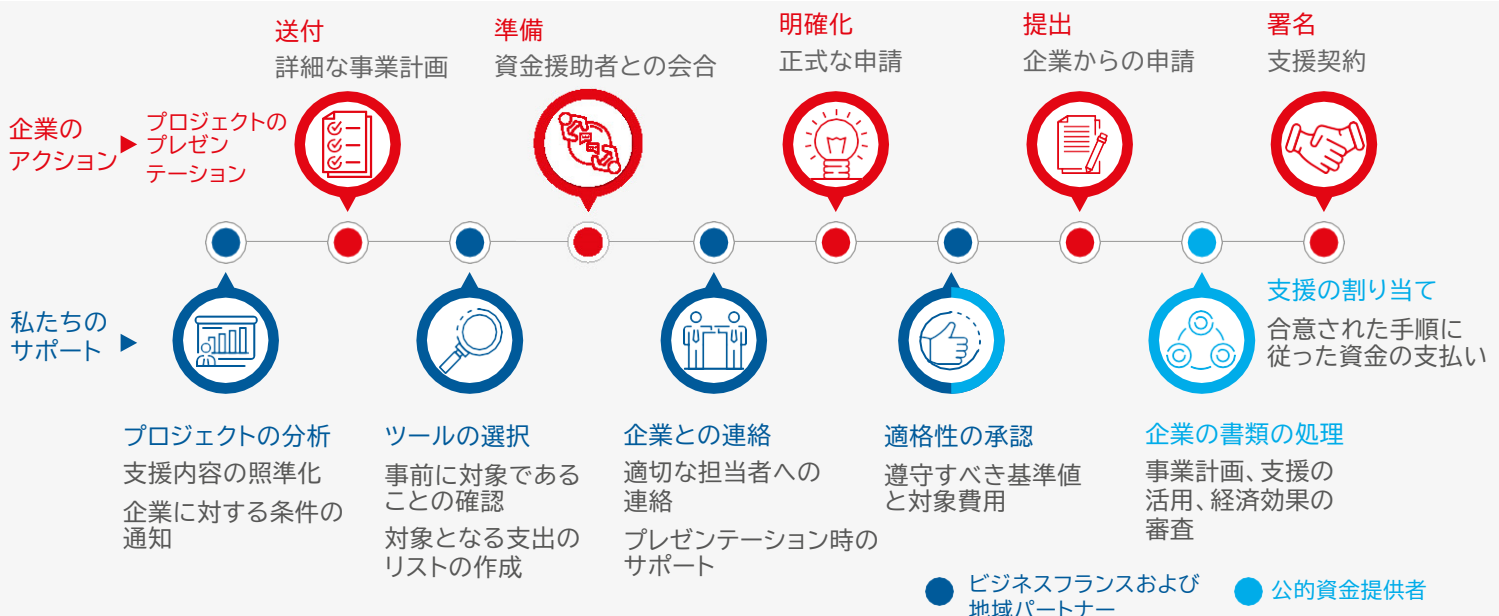
私たちの活動の理由

- 私たちの目標: 企業の投資プロジェクトを成功に導くこと
- 私たちの活動理由: 国際的投資戦略のためにフランスを選ばれた投資家の方々に満足していただくこと

私たちの活動方法

- つなげて、加速させ、成功へ導く

プロジェクトの各段階で、フランス貿易投資庁-ビジネスフランスのスタッフが、公共、民間、国および地域のパートナーのネットワークと連携し、プロジェクトの達成を促進し、加速させます。





強く、賢く。

どんなに困難な仕事であっても揺るぎない情熱と信念で挑んでいく。
すべてはクライアントにとって、最適で信頼のおけるリーガルサービスを提供するために。

TMI 総合法律事務所

東京 / 名古屋 / 大阪 / 京都 / 神戸 / 福岡 / 上海 / 北京 / ヤンゴン / シンガポール / ホーチミン
ハノイ / プノンペン / バンコク / ジャカルタ / クアラルンプール / シリコンバレー / ロンドン / パリ



www.tmi.gr.jp

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 23 階 TEL : 03-6438-5511

PwC Société d'Avocats

当法律事務所について

パリ（ヌイイ＝シュル＝セーヌ）および各地に65名のパートナーを含む450名以上の弁護士と専門家を擁する **PwC Société d'Avocats**は、必要に応じてPwCの他の事業（監査、法定監査、会計、戦略、コンサルティング、取引）の専門知識を当事務所の知識と組み合わせ、**税法、商法、雇用法**の分野で多専門的アプローチを提供します。

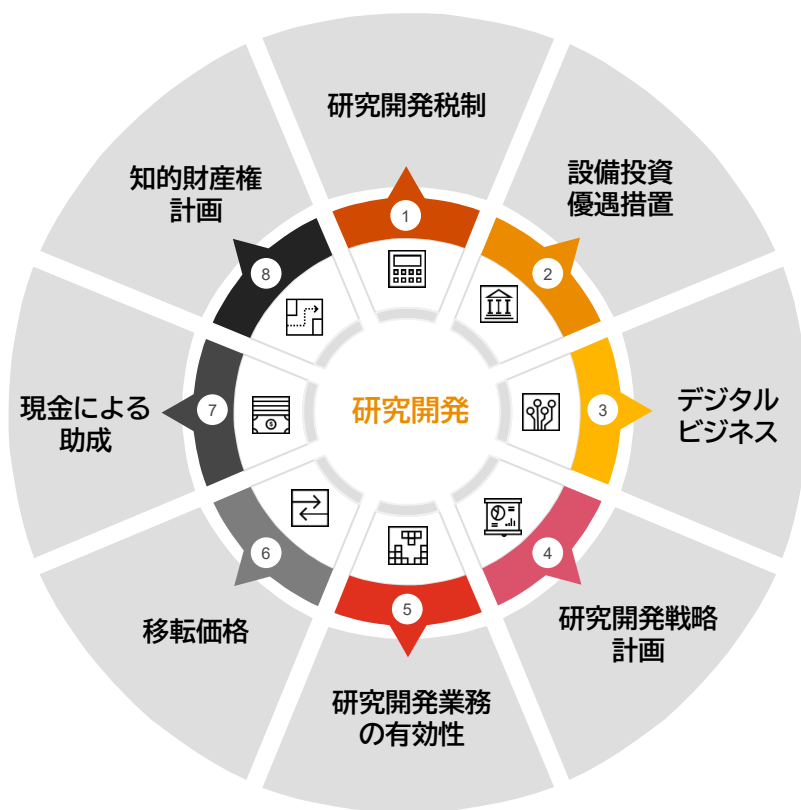
当事務所の専門知識

当事務所の専門知識は主に10の分野にわたります。

- 法人税の管理と戦略
- 組織、変革、デジタル化
- M&Aおよびプライベート・エクイティ
- 法的専門知識
- 雇用法
- ESG
- 国際税務・移転価格
- VATおよび間接税
- 金融・不動産サービス
- 管理と訴訟

PwCのグローバルインセンティブソリューション

- PwCがもつ経験豊かなプロフェッショナルの世界的ネットワーク**は、研究に関する支出の**特定や文書化**の手腕に長けています。PwCの業務は、すでに完了した物事を確認するだけにとどまりません。**研究開発プロセスのあらゆる段階に**関与するチームと連携することの価値を、私たちは理解しています。
- 企業のグローバル戦略においては、**さまざまな分野に基づいた研究開発への投資を選択できる計画立案**が必要になることがあります。利用可能なインセンティブを十分に活用できるよう、国際税務のスペシャリストを擁する当社のチームが多国籍の大企業を支援します。



グローバルインセンティブソリューション

グローバルインセンティブ業務



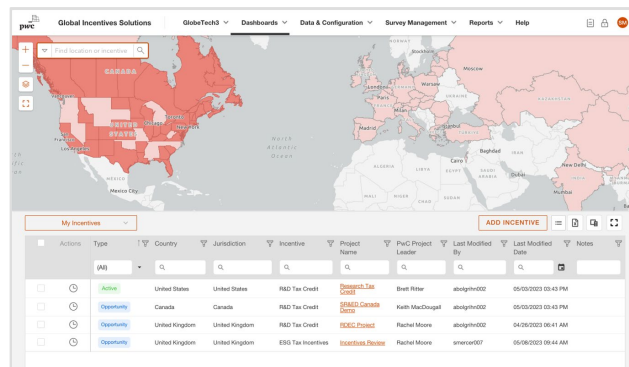
提供内容

PwCのグローバルインセンティブ業務は、専門家による支援やソリューションの戦略的提供を通じ、助成金や優遇税制、その他投資先企業固有のシナリオに適用可能なインセンティブの機会の洗い出し、監視、および請求・申告をお手伝いするものです。ご活用いただくことで、現在や将来の経営判断に合致するインセンティブ請求がしやすくなるほか、最新のインセンティブに関する情報も入手できます。



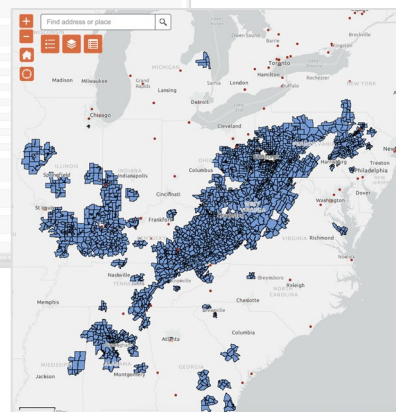
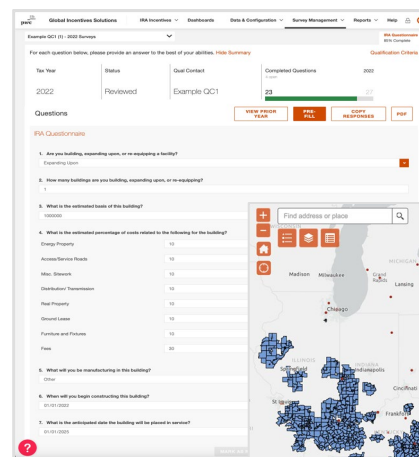
インセンティブ情報の整理・監視

グローバルインセンティブソリューションシステムにより、PwCは、クライアントのために、世界各地の進行中のプロジェクトや新たなインセンティブの機会を評価、選定、監視することができます。インセンティブ情報を整理・選別し、有用なものをクライアントにご検討いただきます。



インセンティブ専門家によるサポート

世界の80か国以上で業務にあたるグローバルインセンティブチームの専門家が、重要度の高いインセンティブに対して調査や優先順位の設定を行い、複数を組み合わせることにより、クライアントの投資および運営にかかるコストの大幅削減を支援します。



コンプライアンス成果物レポート

データ収集・文書化プロセスにおいて蓄積された情報を含む、コンプライアンス報告書を提供します。推奨されるインセンティブの組み合わせシナリオを、重要業務を行う拠点ごとに作成することができます。

チームメンバー



Bernard Borrely

弁護士、
パートナー

bernard.borrely@
vocats.pwc.com



Kazuna Inomata

弁護士、
ディレクター

kazuna.inomata@
avocats.pwc.com



Remi Montredon

弁護士、
パートナー

remi.montredon@
avocats.pwc.com

当事務所の目的： クライアントの 業績向上



カデラス・マルタン 公認会計士事務所・監査法人

監査および法定監査業務－
会計およびコンサルタント業務－
給与計算および人事－
海外顧客支援

45年以上にわたり、カデラス・マルタンはクライアントを成功へと導く重要な役割を果たし、戦略的意志決定の指針を示し、その発展を支えてきました。

この共同の成果は、クライアントの成功と、実践的なパートナーとコンサルタントとのチームにより築かれてきたものです。

お問い合わせ先

東京連絡事務所

〒107-0062 東京都港区南青山2丁目27番16号
篠塚ビル3F

電話：+33(0)1 44 90 25 25

Eメール：info@caderas-martin.com

クライアントのプロフィールや固有の要件に適應する能力は、フランス国内外で活用されている当事務所の最大の資産の一つです。

設立以来、カデラス・マルタンは常に海外に、特に日本に対してオープンな姿勢を貫いてきました。日本とのこうした重要な関係は、日本人スタッフと東京代表事務所で構成される「ジャパングラス」によって維持されており、当事務所は日本のクライアントに最良のサポートを提供することができます。当事務所のパートナーと従業員はみな、コンサルティング業務で常に最高レベルの信頼性と対応力をご提供できるよう尽力しています。その独立したアプローチは、厳しい倫理観、職業上の基準および規定に従って構築されたもので、最高品質のサービスの提供が保証されています。



#CaderasMartin



linkedin.com/company/caderas-martin

フランスでの事業拡大



お客様に合わせたソリューションをご提供します

クレディ・アグリコル・グループは46か国で営業しています。

- 総資産世界第10位の銀行で、欧州の主要銀行の一つ
- フランス経済の最大の財務パートナー
- フランスの企業のほぼ2社に1社が選ぶ銀行

クレディ・アグリコル・グループは日本で3種類のサービスを提供しています。

- 融資と投資銀行業務：1946年に日本で設立されたクレディ・アグリコル・CIBは、日本の金融市場で積極的な役割を担っています
- 資産管理：アムンディ・ジャパン
- 生命保険：クレディ・アグリコル生命保険

フランス国内におけるクレディ・アグリコル・グループのリテール・バンキング支店は、以下の2つのブランドで構成されています。

- クレディ・アグリコル地方銀行とLCL
- 約900人のリレーションシップ・マネージャーと420人の国際取引エキスパートが、国内各地の専用バックオフィスに支えられ、お客様のニーズに合わせてカスタマイズされたソリューションを提供しています。

クレディ・アグリコル・グループの国際デスクネットワークは、フランス国内および約90か国の顧客企業を支援し、現地のビジネス慣行に関する専門知識と幅広い銀行サービスへのアクセスを提供しています。

- 国際銀行業務に関する専門知識、口座開設、融資ソリューション
- 企業設立・買収時の支援、取引の安全性確保
- キャッシュ・マネージメント、リースとファクタリング、持続可能な資金調達など

インターナショナル・デスク・ジャパンは、2つの専門組織を通じて、フランスにおける日本のお客様（スタートアップ、個人、専門家、企業など）をサポートします。

- クレディ・アグリコル・パリ・イル・ド・フランス：
ビジネスセンター・パリ・インターナショナル - BCPI
- LCL：日系法人顧客向けの「l'Espace Pro LCL 19」および個人顧客向けの「LCLジャパンデスク」

銀行業務以外については、ジャパンデスクが、現地の法律事務所や会計事務所、フランス国内のクレディ・アグリコル・グループのパートナーとおつなぎします。

担当者



齊木 裕香

クレディ・アグリコル・グループ インターナショナル・デスク・ジャパン代表

Pôle d'Accompagnement International du groupe Crédit Agricole

+81 3 4580 5626 / 携帯電話 +81 90 4969 1755

Eメール: yuka.saiki@ca-cib.com ウェブサイト <https://international.groupecreditagricole.com/en>

CRÉDIT
AGRICOLE
GROUP

CRÉDIT
AGRICOLE

LCL

CRÉDIT AGRICOLE
CORPORATE & INVESTMENT BANK

CRÉDIT AGRICOLE
LEASING & FACTORING

CRÉDIT AGRICOLE
MIDCAP ADVISORS

INTERNATIONAL BUSINESS SOLUTIONS BY CRÉDIT AGRICOLE GROUP

政府の資金支援 プログラム

—

政府の資金支援プログラム

基本事項

はじめに

政府の支援プログラムは、欧州連合(EU)の全加盟国に一律に適用されるEU規則の対象です。EU規則の目的は、特定の経済主体に資金を配分し競合他社に不利益を与えることによって生じる企業間の不正競争を防止することです。

フランスでもEU規則を適用することにより、EU規則の枠組みに合う政府支援プログラムの下地が作られ、確実に投資家が法の範囲内で活動できるようになります。

また、国内市場を健全に保ちながら地域経済成長を促し、企業の競争力向上に向けた措置に対しフランスの公共資源を振り向けることも、政府の支援プログラムの目的の1つです。EU規則で設定される資金支援の上限は、プロジェクトの目的、企業の規模、投資家の所在国によって異なります。

企業の投資プロジェクトが受けられる、政府の資金支援の形態

フランスで法人を設立し銀行口座を開設すれば、すぐにあらゆる公的資金支援プログラムを利用することができます。

補助金

内容

投資額と創出した雇用数に応じた返済不要の資金支援

関係機関

- ・経済・財務・復興省(MoE)
- ・環境・エネルギー管理庁(ADEME)、フランス公的投資銀行(Bpifrance)
- ・地方自治体

免税

内容

事業創出や、場合により経営難に陥った企業の買収に対する減税措置

関係機関

- ・経済省(法人税)
- ・地方自治体(地方自治体の裁量による地方税)

返済が必要な前払い金／無金利ローン

内容

銀行融資が得やすくなる資金注入。保証不要。

返済が必要な前払い金が補助金となる場合があります。

関係機関

- ・企業総局(DGE)
- ・フランス公的投資銀行(Bpifrance)
- ・地方自治体

税額控除

内容

損失が発生した場合に還付が受けられる減税措置

関係機関

- ・経済省
- ・研究省
- ・労働省

低金利ローン

内容

資金注入

関係機関

- ・フランス公的投資銀行(Bpifrance)
- ・欧州投資銀行(EIB)

協調融資と保証

内容

レバレッジを生むための銀行への保証

関係機関

- ・フランス公的投資銀行(Bpifrance)

資本注入

内容

株式への投資

関係機関

- ・フランス地域銀行(フランス預金供託公庫-CDC)
- ・地方自治体のベンチャーキャピタル
- ・フランス公的投資銀行(Bpifrance)(SPIファンド)

インセンティブの原則の遵守

公的機関から提供される資金は、企業の事業活動や投資プログラムの促進に利用されるべきものです。投資実施前およびプロジェクト開始前(例として、発注・リース・売買予約への署名など、企業が法的に拘束力のある誓約を行う前)に申請書を提出する必要があります。

支援を受ける企業は、少なくとも次の情報を含む資金援助申請書の提出が必要です。

- 企業名と規模
- プロジェクトの内容、期間、場所
- プロジェクト費用の一覧
- 申請する資金支援の種類と金額

企業の投資プロジェクトの目的に応じた適切な方法の選択

政府の資金支援プログラムは、プロジェクトの目的(生産的な投資、研究、開発、イノベーション、職業訓練など)により細分化されています。

- フランスでの投資と事業拡大
- 研究開発プログラムやイノベーションプロジェクトの支援
- 従業員の採用と職業訓練
- 環境保護のための投資

利用可能な政府による支援を特定するには、投資対象地(優先開発地域かどうか)や企業の規模(大企業、中堅企業、中小企業)も考慮する必要があります。

支援対象企業の規模の確認

対象企業の規模を、その企業が法的に属するグループ内の全企業の従業員数と業績を統合して、グループレベルで確認します。詳細は欧州委員会発行の[SME guide](#) をご参照ください。

企業の規模

→
従業員

→
収益



大企業

250人以上

5,000万ユーロ
または年次貸借対照表
上の総資産
4,300万ユーロ未満



中企業

250人未満

5,000万ユーロ
または年次貸借対照表
上の総資産
4,300万ユーロ未満



小企業

50人未満

売上／年次貸借対
照表上の総資産
1,000万ユーロ未満

国家援助に関するEU規則

政府の支援を受けた企業が競合他社に対して優位になると、競争が不当に歪められる可能性があります。そのため、EUの機能に関する条約(TFEU)第107条は、例外的に正当化される場合を除いて、国家援助を原則的に禁止しています。

EUの国家援助規則では、すべての新しい援助措置について、欧州委員会に事前に届け出ることが義務付けられています。欧州委員会の決定が下るまで、加盟国は当該措置を実施することができません。

届出義務には、次のような例外があります。

- 包括的適用除外(GBER)。GBERの基準がすべて満たされている限り、EU加盟国はこの届出義務を免除される。
- 3会計年度中のいずれの期間においても1事業者あたり30万ユーロを超えないなどの条件を満たすデ・ミニミス補助
- 欧州委員会ですでに承認された援助スキームの下で提供される援助

届出後、欧州委員会による予備調査が行われます。必要事項がすべて記入された届出書の受領後数ヶ月以内に、欧州委員会は次の内容について判断します。

- 当該EU規則の意味する援助が存在していないか
- 当該援助がEU規則に適合しているか
- 届出がなされた措置とEU国家援助規則との適合性について重大な疑問がある場合、詳細な調査が必要か

援助措置は、欧州委員会の承認後にのみ実施可能となります。欧州委員会はまた、加盟国に適合しない国家援助の回収を命じることができます。

国家援助とは

国家援助とは、国家機関が企業に対して選択的に提供するあらゆる形態の便益と定義されます。そのため、個人に付与される補助金やすべての企業が受けられる一般的な措置はこの禁止対象とはならず、国家援助とはみなされません(例:研究開発税額控除などの一般的な税制措置)。

次のような場合は国家援助とみなされます。

- 国家による介入、またはさまざまな形態(助成金、利子、税控除、保証、企業の全部または一部の政府保有、優遇条件での物品・サービスの提供など)での国家予算を通じた介入
- 特定の企業や産業セクター、または特定の地域に所在する企業など、援助対象が特定の選定基準を満たしている。
- その結果、競争が歪められたり、歪められる可能性が生じる。
- 国家による介入により、加盟国間の貿易に影響が出る可能性がある。

国家援助は原則的に禁じられていますが、状況によっては、経済が公正かつ十分に機能するために政府の介入が必要な場合もあります。そのため、本条約では、国家援助の適合性が認められるよういくつかの政策目標を設定する余地が残されています。こうした適用除外については、[国家援助](#)に関する法令をご参照ください。

国家援助に関するEU規則の枠組み

届出義務を免除される国家援助

援助スキームは、国家援助が競争に過度の歪みを生じさせないようにするための欧州の規定です。

	地域援助 (AFR)	研究開発	職業訓練／採用	環境
説明	欧州内での地域格差を減じるための地域援助 国によって異なる率を適用 対象となる費用： 土地、建物、機械、設備、無形資産 上限額：5,000万ユーロまでは投資額の10%～15% (1億ユーロまでは5%、それを超えると3.4%)	TRLに応じたスライド制研究開発支援(基礎研究、応用研究、実験開発、研究開発事業化調査) 対象となる費用： 人件費、設備費、土地・建物費用(研究開発使用に応じた割合)、特許費用など	不利な条件に置かれた労働者(失業者、若者、高齢者、不利な条件下の地域出身者など)への支援 障害をもつ労働者への支援 対象となる費用： 12～24ヶ月間(労働者の状況に応じて)の給与費用、施設や設備の改変、研修費用	環境研究開発への支援(RDIスキームと同様) 環境保護投資への支援 対象となる費用： 「反事実的シナリオ」に基づき、欧州基準のさらに上を目指すための費用に対する援助
実施機関	市町村、県、地域圏、国			
最大補助率	フランス首都圏のAFR地域内の大企業には10%～15% 国外ではさらに高率	基礎研究には最大100% 応用研究には最大50% 実験開発には最大25% 共同研究の場合はさらに引き上げ	対象費用の50%(対象者層によってはこれより高い率となる場合あり)	欧州基準を超えた分の追加費用の最大35%
届出基準額 (総助成額相当額)	10%ゾーンでは750万ユーロ 15%ゾーンでは1,125万ユーロ	基礎研究には4,000万ユーロ 応用研究には2,000万ユーロ 実験開発には1,500万ユーロ	1社につき年間500万ユーロ	1社・1プロジェクトにつき1,500万ユーロ

主な関係機関



地域結束庁

地域結束庁(ANCT)は、地方自治体やその関連団体に対し、プロジェクトの設計、定義、実施について助言と支援を行います。



経済担当省

企業総局(DGE)は、産業・サービスビジネスの競争力と成長に関する支援を行います。



首相府

投資総務庁(SGPI)は、「フランス2030」の監督と実施を担当しています。公募プロジェクトを通じて支援します。



フランス雇用局

フランス雇用局(France Travail)は、助成金(採用準備訓練-AFPRおよび個別即戦力養成-POEI)、訓練契約、または熟練化契約を通じて、対象プロフィールを定め、採用・職業訓練プログラムを作成するための支援を行います。



環境移行担当省と研究担当省傘下の公的機関

環境・エネルギー管理庁(ADEME)は、廃棄物管理、土壌保全、エネルギー効率と再生可能エネルギー、循環経済など、さまざまな分野のプロジェクトに資金を提供します。



EU加盟国の金融機関

欧州投資銀行(EIB)は、融資、株式投資、保証という形態でEUの主な目標を達成させる持続可能な投資プロジェクトを支援するため、資金と専門知識を提供します。



持続可能開発担当省傘下の公的機関

水道局は、バランスの取れた水資源の管理や水汚染対策に重点を置いた、公共の利益のためのプロジェクトを実施する企業に対し、補助金や融資を提供します。



研究担当省傘下の公的機関

国立研究機構(ANR)は、フランス国内での研究プロジェクトに資金提供するためのプロジェクト募集に関与します。



フランス預金供託公庫(CDC)

CDCは公共の利益と経済発展のために活動する長期投資機関です。株式投資や融資という形態で、中小企業や中堅企業の成長とイノベーションのための資金を提供します。



フランス公的投資銀行

フランス公的投資銀行(Bpifrance)は、立ち上げから株式上場、融資から資本調達まで、企業の各段階に応じた支援を行います。



タックス・フォー・ビジネスフランス(Tax4BusinessFrance)サービスは、外国人投資家のために税務に関する質問にお答えする、一元化された窓口です。外国人投資家が明確で安全な法的環境で投資できるよう、あらゆるニーズに応え、情報提供します。



フランスの地域圏は各圏内の経済開発に責任を負っています。補助金、返済が必要な前払い金、税控除、融資、株式投資など、さまざまな方法で関与します。

フランスの公的支援一覧

生産的な投資 資本支出

国家援助分野における地方自治体からの助成金
地方自治体による地方税の免除(可決が必要)
全世界における従業員数が250人を超える企業には
最大10%~15%
不動産:土地の購入、建設または拡張

資金供給／資本投入

フランス預金供託公庫(CDC) – 国家投資基金:
株式または融資
欧州投資銀行(EIB): 融資または株式
フランス公的投資銀行(Bpifrance) SPIファンド:
SPVに1,000万ユーロ~1億6,000万ユーロの株式投資
地域基金: 融資、株式投資または
返済が必要な前払い金

採用と職業訓練

フランス雇用局: 訓練生1人あたり最大3,200ユーロの
雇用前職業訓練助成金(AFPRおよびPOEI)
地域当局による助成金
優先地区居住者の雇用(Emplois francs):
優先地域での雇用に対し、
3年間で最大1万5,000ユーロの助成金を支給
(都市政策優先地域 – QPV)

イノベーション

1億ユーロまでの研究開発費用には30%、それ以上の費用
には5%の研究開発税額控除/100%の企業が対象
中小企業を対象とした8万ユーロのイノベーション
税額控除
フランス2030: 助成金と返済が必要な前払い金の
組み合わせ
小規模の新興革新企業: 税および社会保障拠出金の控除
全国研究技術協会(ANRT)が管理する研究を支援する企業
内教育協定(CIFRE): 博士号取得者雇用のための年間1万
4,000ユーロの助成金を3年間支給
フランス公的投資銀行(Bpifrance) ADI:
中小企業向けに最大300万ユーロの無金利融資

環境保護

環境・エネルギー管理庁(ADEME)
入札公募: 助成金と返済が必要な前払い金の組み合わせ
ADEME助成金: 熱基金、廃棄物基金、意思決定支援
フランス公的投資銀行(Bpifrance):
中小企業向けに最大10万ユーロのエコエネルギーローン

グリーン産業税額控除

風力発電/太陽光発電/電池バリューチェーン/ヒート
ポンプという4つの対象セクターのうち、少なくとも1つ
における設備、重要なサブコンポーネントの製造、重要原
材料の有効再利用
控除率: 20%~45%
フランスの支援地域(AFR)における税額控除の上限2億
ユーロ(AFR地域以外では1億5,000万ユーロ)



IDENTIFY – SECURE – CONNECT

フランスで受けられる 支援の種類

—

フランスで受けられる支援の種類

生産的な投資に対する支援

a. 生産的な投資に対する支援に関するEU規則

2021年4月19日に欧州委員会が採択し、2022年1月1日に発効した地域援助に関するガイドライン(RAG)改訂版により、加盟国は、最も不利な条件下にある地域が他地域と同等の水準に達するための支援ができ、経済の健全性、収入、失業者数などの格差を縮めることができます。また、加盟国が過疎化などの構造的な課題や変化に直面している地域を支援できる可能性が広がり、グリーン化やデジタルトランスフォーメーションに十分に貢献することができます。

生活水準が極めて低い地域や深刻な不完全雇用の状態にある地域の経済開発を促進する国家援助、およびEU内の特定の経済地域の発展を促進する国家援助は、地域援助と呼ばれます。

RAG改訂版に基づき、フランスの人口の31.95%を抱える地域が地域投資援助の対象となります。

- 6つの海外県・海外地域(グアドループ、マルティニーク、仏領ギアナ、レユニオン、マヨット、サン・マルタン)が、「a」地域として支援の対象となる。これらの地域では、大企業向けの最大限の援助の割合は、各地域の1人当たりGDPに応じて、対象となる投資予算の40%~70%の範囲で変化する。
- イル＝ド＝フランス、サントル＝ヴァル＝ド＝ロワール、ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ、ノルマンディー、オー＝ド＝フランス、グラン＝テスト、ペイ＝ド＝ラ＝ロワール、ブルターニュ、ヌーヴェル＝アキテーヌ、オクシタニー、オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ、プロヴァンス＝アルプ＝コート＝ダジュール、コルス地域圏の一部は、「c」地域として支援の対象となる。これらの地域では、大企業向けの最大限の援助の割合が、対象となる投資予算の10%~15%の範囲となる。

地域援助は、初期投資に対する支援を目的としています。「初期投資」とは、次のうち1つ以上に関連する有形・無形資産への投資を意味します。

- 新施設の設立
- 既存施設の能力拡張
- 対象施設で過去に生産されていない新製品を製造するための、施設の多様化
- 施設への投資により、対象製品の生産工程全体になされる根本的な変更
- 閉鎖された施設、または買収されていなければ閉鎖されていたと予想される施設の資産の取得

企業の株式の単独取得は初期投資として認められません。そのため、置換投資は初期投資には該当しません。

大企業の投資に対する地域援助はインセンティブ効果が表れにくいいため、新たな経済活動を創出する初期投資に対して認められる場合を除き、原則として、域内市場に適合するとは認められません。

「新たな経済活動を創出する初期投資」とは、以下のうち1つ以上に関連する有形・無形資産への投資を意味します。

- 新施設の設立
- 施設活動の多様化。新たな活動が、対象施設で過去に実施されていた活動と同一または類似の活動ではないことを条件とする。「同一または類似の活動」とは、欧州経済活動統計分類(NACE)改訂第2版の同じ分類(4桁の数字コード)に属することを意味する。

- 閉鎖された、または買収されなければ閉鎖されていたと予想される施設の資産の取得。取得した資産を使用して実施する新たな活動が、取得前に対象施設で実施していた活動と同一または類似の活動でないことを条件とする。

企業の株式の単独取得は、新たな経済活動を創出する初期投資として認められません。

ただし、気候遷移の影響を最も受ける地域では、大企業は構造的な利点が十分な効果を発揮しない可能性があります。つまり、バランスのとれた社会経済的移行が確実に行われ、気候遷移により経済活動が制限された結果で生じた雇用喪失を補えるほど十分な雇用機会を提供するための投資レベルに届かないという意味です。

そのため、対象企業の事業多角化によって新しい製品が生産される場合、または対象製品の生産工程全体において根本的な変化が認められた場合、例外的に、次の内容を条件として、大企業への地域援助も域内市場に相応しいとみなされることがあります。

- 1人当たりGDPがEU27ヶ国平均の100%を下回る「c」地域内の公正移行基金(Just Transition Fund – JTF)¹からの共同資金支援の対象として特定された地域への初期投資に関係していること。
- 対象の投資とそれを受ける企業が、欧州委員会に承認された加盟国の地域公正移行計画で特定されていること。
- 対象の投資に対する国家援助が、JTFによって上限までカバーされていること。

状況に関わらず、対象となる費用は次のとおりです。

- (1) 有形・無形資産への投資費用
- (2) 初期投資の結果としての雇用創出から生じる推定賃金費用(2年分として算出)
- または両方の組み合わせ。(1)または(2)のどちらか多い方の金額を超えないこと。

対象費用が有形・無形資産への投資費用に基づいて算出される場合、支援対象地域に所在する施設への初期投資の一部をなす資産費用のみが対象となります。

地域援助は、初期投資の結果としての雇用創出から生じる推定賃金費用を参照して計算することもできます。援助は、2年分で計算される雇用創出に関連する賃金費用のみを補うことができ、その結果生じる援助の割合は、対象地域で適用される最大限の援助の割合を越えてはなりません。

対象費用が推定賃金費用を参照して計算される場合、次の条件を満たす必要があります。

- 対象の投資プロジェクトが雇用創出につながること。
- 投資完了後3年以内に各ポストが埋まっていること。
- 投資によって創出された各雇用が、対象ポストが最初に埋まった日から少なくとも5年間(中小企業の場合は3年間)維持されていること。

¹ 公正移行基金(JTF)は、EU結束政策(12)の下で実行される公正移行メカニズム(Just Transition Mechanism)の柱の1つです。2050年までにクライメイト・ニュートラル(気候中立)なEUに移行するという大きな目標に伴うと思われる、社会的、経済的、環境的影響への対応に貢献します。JTFの目的は、最も影響を受ける地域および関係する人材を支援することで、気候遷移の悪影響を軽減し、バランスのとれた社会経済的移行を促進することです。

地域援助は、インセンティブ効果をもつ場合にのみ、域内市場に適合すると認められます。

国家援助は、援助がなければ行われなかったと考えられる地域開発、限られた方法や異なる方法でのみ行われた地域開発、または他の場所でのみ行われた地域開発に寄与する追加的な活動という方法で企業の行動を変化させる場合にのみ、インセンティブ効果をもつとみなされます。

この援助では、企業がいずれは実施するような活動の費用の補助を禁止し、また、経済活動の通常の事業リスクを補償することも禁止しています。

インセンティブ効果は2つの方法で証明できます。

- ・ 援助を受ける企業が、援助なしでは投資による利益を十分に確保できないと予測されるため、援助が投資実施のうえで決定的な要因となる（シナリオ1、投資決定）。

- ・ 対象地域内での投資で発生する不利益や費用が援助により相殺されるため、検討中の投資を他地域ではなく対象地域で実施する決定要因となる（シナリオ2、立地決定）。

そのため、個人投資に関する作業は、資金援助申請書提出後にのみ開始することができます。申請書提出前に作業が開始された場合、当該の個人投資に対して付与された援助は、域内市場に適合しているとはみなされません。

フランス地域圏援助マップは、地域投資援助の対象となるフランスの地域圏を定義しています。このマップには、対象地域圏内の最大限の援助の割合も定められています。援助の割合とは、援助の対象となる企業ごとに認められる国家援助の上限額で、対象となる投資費用に対する割合として表されます。

		最大限の 援助の割合 (大企業)	最大限の 援助の割合 (中企業)	最大限の 援助の割合 (小企業)
「a」地域	グアドループ	50%	60%	70%
	マルティニーク	40%	50%	60%
	仏領ギアナ	70%	80%	90%
	レユニオン	50%	60%	70%
	マヨット	70%	80%	90%
	サン・マルタン	60%	70%	80%
「c」地域	1人当たりGDPがEU27ヶ国平均の100%を上回り、失業率がEU27ヶ国平均の100%を下回り、事前定義されていない「c」地域	10%	20%	30%
	その他の事前定義されていない「c」地域	15%	25%	35%

大規模投資プロジェクト(対象予算が5,000万ユーロを超える)に対する最大許容援助額は、次の式で計算されます。

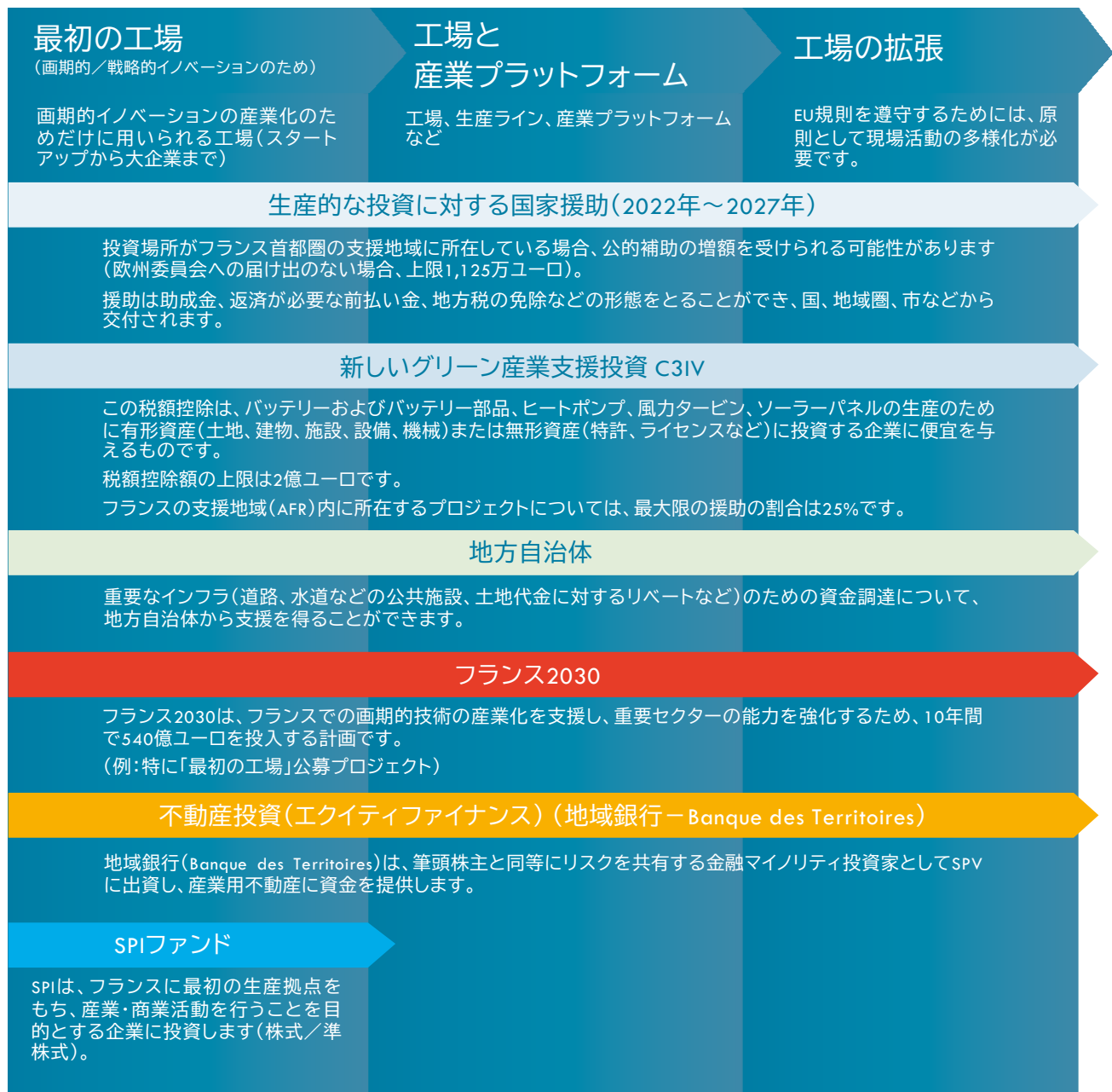
- 調整援助額 = $R \times (A + 0.50 \times B + 0.34 \times C)$
- Rは、中小企業に対する援助の割合の増加分を除く、対象地域に適用される最大限の援助の割合である。Aは5,000万ユーロに相当する対象費用部分、Bは5,000万ユーロから1億ユーロまでの対象費用部分、Cは1億ユーロを超える対象費用部分である。

地域援助は他の種類の援助と組み合わせることもできます。例えば、同じ投資プロジェクトについて、対象の投資プロジェクトが援助対象地域の開発を促進すると共に、投資の全部または一部が環境保護レベルを向上させ、両方のテーマに関する規則に基づく援助の対象となり、両規則の条文が遵守される場合、地域援助に、環境保護およびエネルギーに関する国家援助規則に基づく支援を組み合わせることができます。このように、加盟国は、過剰な補償を避けながら、最適な方法で両方の目的の達成を促すことができます。

最初の施設と援助対象施設の製品が少なくとも一部は同じ目的を果たし、同じタイプの顧客の需要やニーズを満たし、欧州経済領域(EEA)内に立地する、援助対象企業の最初の施設の1つにおいて同一または類似の活動における雇用が失われる場合、活動の移転があるとみなされます。供与当局は、RAGに基づく国家援助を供与する前に、対象の国家援助がEEA内の既存拠点における大幅な雇用喪失につながる可能性があるかどうかを評価する必要があります。そのため、企業は地域投資援助申請の際に、次の書類を提出することが義務付けられています。

- 本申請の日付以前の2年間にEEAにおいて同一または類似の活動を閉鎖したかどうかを明記した宣言書
- 援助申請時点で、援助対象となる投資の完了後2年以内に対象の活動を閉鎖する意図があるかどうかを明記した宣言書

b. 主な資金援助プログラム



c. 対象となる主な費用

	生産的な投資 に対する 国家援助	フランス 2030	C3IV*	地域銀行 (Banque des Territoires)	SPI ファンド	地方自治体
工学研究	✓	✓	✗	✓	✓	✗
土地	✓	✓	✓	✓	✓	✓
水道などの 公共設備	✓	✗	✓	✓	✓	✓
建物	✓	✓	✓	✓	✓	✓
設備・機械	✓	✓	✓	✗	✓	✗



完全に対象

対象となる可能性あり／
部分的に対象

対象外

本情報は参考として提供するものであり、将来の最終支援者による、企業プロジェクトの詳細分析に代わるものではありません。

* このC3IV税控除は、バッテリーまたはバッテリー部品、ヒートポンプ、風力タービン、ソーラーパネルを生産するための有形・無形資産に投資する企業に便宜を与えるものです。

研究開発・イノベーションに対する支援

a. 研究開発支援に関するEU規則

研究開発プロジェクトのなかで援助を受ける対象は、次のカテゴリーのうち1つ以上に完全に該当するものとしします。

- 「**基礎研究**」: 直接的な商業応用・商業利用を視野に入れず、現象や観察可能な事実の基礎となる新しい知識を得ることを主な目的として実施される、実験的または理論的な作業
- 「**産業研究**」: 新しい製品・工程・サービスの開発、または既存の製品・工程・サービスの大幅な改善のための新しい知識と技術の獲得を目的とする、計画的な研究または批判的調査。複雑なシステムの構成部品の作成が含まれる。産業研究や、特に基盤技術の検証に必要な場合、実験室環境、または既存システムへの模擬インターフェースのある環境での試作品やパイロットラインの構築が含まれることもある。
- 「**実験開発**」: 新しい、または改良された製品・工程・サービスの開発を目的とし、科学・技術・ビジネスに関する既存の知識、およびその他の関連知識を獲得し、組み合わせ、形成し、利用することを意味する。新しい製品・工程・サービスの概念的な定義や計画、文書化を目的とした活動などが含まれることもある。

実験開発は、十分に定まっていない製品、工程、またはサービスにさらなる技術的改良を加えることを主な目的とし、実際の運用条件を反映した環境における、新しい、または改良された製品・工程・サービスの試作、実証、試行、試験、および検証を含みます。これには商業的に利用可能な試作品やパイロット製品の開発が含まれることがありますが、これらは最終的な商用製品でなければならず、実証や検証にのみ使用するには多額の生産費用がかかるものです。

既存の製品、生産ライン、製造工程、サービス、その他の進行中の業務に対して日常的または定期的に変更が加えられ、その結果これらが改良された場合でも、こうした変更は実験開発には含まれません。

対象となる研究開発プロジェクト費用は次のとおりです。これらは特定の研究開発カテゴリーに割り当てられるものとしします。

- **人件費**: 対象プロジェクトで雇用される研究者、技術者、その他の支援スタッフに係る費用
- **プロジェクトで使用する範囲内および期間内の機器・設備費用**: 機器・設備がその寿命まで対象プロジェクトに使用されない場合は、一般に認められる会計原則に基づいて計算されたプロジェクト期間に対応する減価償却費のみが対象となる。
- **プロジェクトで使用する範囲内および期間内の建物・土地費用**: 建物に関しては、一般に認められる会計原則に基づいて計算されたプロジェクト期間に対応する減価償却費のみが対象となる。土地に関しては、商業的な移転のための費用または実際に発生した資本費用が対象となる。
- **外部から対等な関係²で購入またはライセンス供与された契約による研究・知識・特許の費用、および対象プロジェクトのみに使用されるコンサルタントや同等のサービスの費用**
- **プロジェクトの結果として直接発生した、材料や消耗品などの費用を含む追加の間接費およびその他の運営費**
- **事業化調査の対象費用は当該調査の費用とする。**

研究開発プロジェクトのための最大限の援助の割合は次の表のとおりです。

	小企業	中企業	大企業
基礎研究	100%	60%	70%
産業研究	70%	50%	60%
プロジェクトが効果的な 協働を伴う場合	80%	75%	65%
実験開発	60%	70%	80%
プロジェクトが効果的な 協働 ³ を伴う場合	60%	50%	40%

- 研究開発支援のための届出基準値：プロジェクトに対する国家援助は、基準値に従って提示される。基準値を超える国家援助については、対象の国家援助によって貿易や競争に生じる潜在的な歪みについてさらに評価するため、欧州委員会に届け出る必要がある。
 - (i) プロジェクトが主に基礎研究の場合：1企業、1プロジェクトにつき4,000万ユーロ（プロジェクトの対象費用の半分以上が基礎研究のカテゴリーに該当する活動から発生する場合）
 - (ii) プロジェクトが主に産業研究の場合：1企業、1プロジェクトにつき2,000万ユーロ（プロジェクトの対象費用の半分以上が産業研究のカテゴリーまたは産業研究と基礎研究を合わせたカテゴリーに該当する活動から発生する場合）
 - (iii) プロジェクトが主に実験開発の場合：1企業、1プロジェクトにつき1,500万ユーロ（プロジェクトの対象費用の半分以上が実験開発のカテゴリーに該当する活動から発生する場合）

² 「対等な関係」とは、契約当事者間の取引条件が独立した企業間で取り決められる条件と異ならず、談合の要素を含まないことを意味します。オープンで透明性があり、差別的でない手続きによる取引は、対等な関係の原則を満たすものとみなされます。

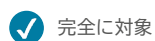
³ 「効果的な協働」とは、知識や技術を交換するため、または分業に基づき共通の目的を達成するために、少なくとも2つの独立した当事者間で行われる協働で、当事者が共に協働プロジェクトの範囲を定め、その実施に貢献し、リスクと結果を共有するものを意味します。

b. 主な資金援助プログラム



c. 対象となる主な費用

	研究開発税額 控除(CIR)／ イノベーション 税額控除(CII)	全国研究技術協会 (ANRT)が管理す る研究を支援する 企業内教育協定 (CIFRE)	公的投資銀行 (Bpifrance)	環境・エネル ギー管理庁 (ADEME)	国立研究機構 (ANR)	地域圏
研究開発スタッフ 賃金	✓	✓	✓	✓	✓	✓
研究開発資産 (有形・無形)	✓	✗	✓	✓	✓	✓
官民の研究開発 パートナーとの協働	✓	✗	✓	✓	✓	✓
研究開発業務委託	✓	✗	✓	✓	✓	✓
知的財産	✓	✗	✓	✓	✓	✓



完全に対象

対象となる可能性あり／
部分的に対象

対象外

対象となる研究開発の定義は、資金援助提供機関によって若干異なる場合があります。

そのため、詳細な投資対効果検討書の作成を強く推奨します。ビジネスフランスは、企業の研究開発プロジェクトの評価や、必要な場合には、企業と関係する専門家とのマッチングを支援します。

環境保護に対する支援

a. 環境保護支援に関するEU規則

企業が環境保護のための欧州基準より高いレベルを目指す取り組みを行うこと、欧州基準がない場合には環境保護の水準を高めることを可能にする投資援助は、EUの機能に関する条約(TFEU)第107条3項の意義において域内市場に適合するものとし、届出基準額に満たないものは第108条3項の届出義務を免除されるものとしします。

こうした投資は次の条件の1つを満たす必要があります。

- (a) 欧州基準よりも厳しい国家強制基準が存在するかどうかを問わず、適用される欧州基準より高いレベルを目指すことにより、援助を受ける企業がその活動からもたらされる環境保護の水準を高められるものでなければならない。
- (b) 欧州基準が存在しない場合には、援助を受ける企業がその活動からもたらされる環境保護の水準を高められるものでなければならない。
- (c) すでに採択されているがまだ発効していない欧州基準を企業が確実に遵守するために実施される投資については、援助対象外でなければならない。

次の定義に注意してください。

- 「環境保護」とは、省エネルギー対策や再生可能エネルギー源の使用などを含む、援助を受ける企業自体の活動による物理的環境や天然資源への損害を救済または防止すること、こうした損害のリスクを減らすこと、またはより効率的な天然資源の使用を導くことを目的とした行動を意味する。
- 「欧州基準」とは以下の内容を意味する。
 - (a) 個々の企業が環境面で達成すべきレベルを設定したEUの強制基準
 - または
(b) 欧州議会及び理事会指令2010/75/EU(1)に基づく、利用可能な最良の技術(BAT)を用い、汚染物質の排出レベルがBATを適用した場合よりも高くないようにする義務

対象となる費用は、適用される欧州基準よりも高いレベルを目指すため、または欧州基準がない場合には環境保護の水準を高めるために必要な追加投資費用とします。

対象となる費用は次のとおりです。

- (a) 環境保護投資費用が総投資費用において独立した投資として特定できる場合、この環境保護関連費用は対象費用となる。
- (b) それ以外のすべての場合、環境保護投資費用は、援助なしで実施されていたと予想される、環境配慮レベルがより低い類似の投資を参照することにより特定される。2つの投資費用の差額が環境保護関連費用となり、援助の対象費用とされる。

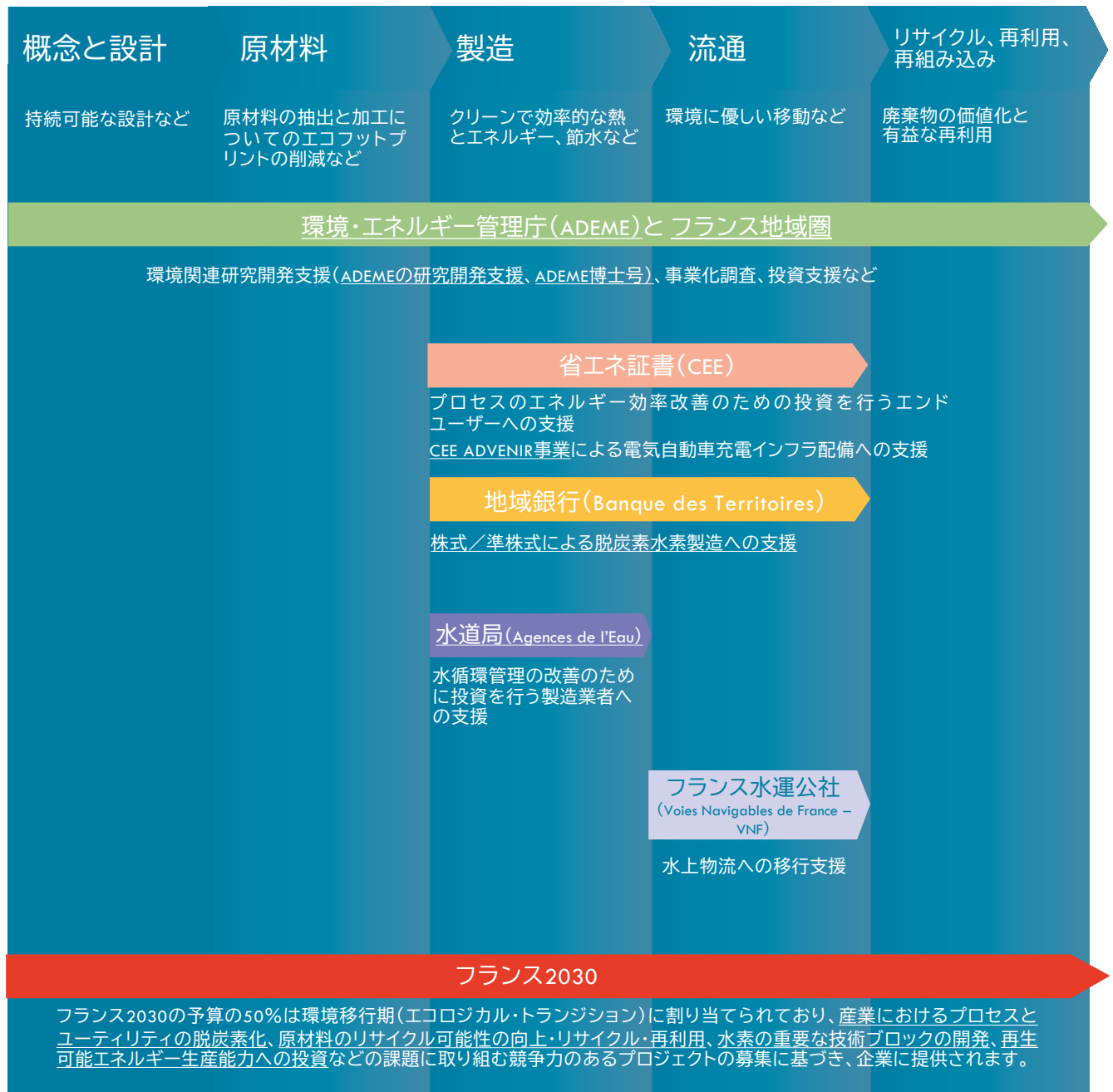
環境保護水準の向上と直接関連しない費用は対象外です。

援助の割合は対象費用の40%を超えないものとします。

- 援助の割合(%)は、中規模企業に対する援助についてはさらに10%分、小規模企業に対する援助については20%分上乗せすることができる。
- EUの機能に関する条約(TFEU)第107条3項aの条件を満たす支援地域での投資については、対象費用の15%分を上乗せできる。
- 環境保護のための投資援助の届出基準額は、汚染された土地の回復のための投資援助とエネルギー効率の高い地域冷暖房設備の分配網のための投資援助を除き、1企業、1投資プロジェクトあたり1,500万ユーロである。

この基準値を超える国家援助は、対象となる国家援助によって貿易や競争に生じる潜在的な歪みをさらに評価するため、欧州委員会に届け出る必要があります。

b. 主な資金援助プログラム



c. 対象となる主な費用

目的	事業化調査と 最良ソリューションの特定	投資段階	革新的な脱炭素 ソリューションの産業化
エネルギー消費の削減	より環境効率の高いプロセスへの投資に先立ち、企業は最も効率の高いソリューションの特定のために事業化調査を開始しなければならないことがあります。 このプロセスは必ずしも強制ではありませんが、一般的に推奨されます(反事実シナリオやライフサイクルアセスメント(LCA)のためなど)。 さまざまな公的機関が、こうした事前分析や監査に補助金を提供しています。	環境保護のための国家援助に関する一般原則は次の通りです。 • 国家援助は、EUの基準を上回るための費用にのみ基づく。 • ほとんどの資金提供機関は、反事実シナリオに基づく徹底的な評価(例:環境配慮の少ないプロジェクトのエコ・フットプリントはどうか)やライフサイクルアセスメントを求める。 • 国家援助は、すでに開始されている投資に対しては実施されない。	経済の脱炭素化には強力なイノベーションの取り組みが必要ですが、フランスには各種の資金調達オプションが揃っています。 • 従来型研究開発資金調達オプションが適用される(研究開発税額控除、CIFRE*補助金など)。 • 環境関連研究開発プロジェクトのための専用スキームがある(環境・エネルギー管理庁 – ADEME博士号プログラム、ADEME研究開発募集、地方自治体補助金など)。 • 具体的なフランス2030のプロジェクト募集は、画期的なイノベーションとその産業化を奨励している。 *全国研究技術協会(ANRT)が管理する研究を支援する企業内教育協定
産業プロセスの環境パフォーマンスの改善			
廃棄物管理の改善			
リサイクルと再利用の促進			
バイオ素材の使用の奨励			
再生可能・回復可能なエネルギー源からのエネルギー生産			
脱炭素モビリティの促進			

採用・職業訓練に対する支援

a. 採用・職業訓練支援に関するEU規則

職業訓練援助

職業訓練援助は、EUの機能に関する条約(TFEU)第107条3項の意義において域内市場と適合するものとし、また、本条約第108条3項の届出義務を免除されるものとしします。

企業が、職業訓練に関する国の強制基準を遵守するために実施する職業訓練に対しては、援助は認められません。

対象となる費用は次のとおりです。

- ・ 指導員が職業訓練に参加した時間分の指導員の人件費
- ・ 旅費、宿泊費、プロジェクトに直接関連する材料・備品代、職業訓練プロジェクトにのみ使用される道具・設備の減価償却費など、職業訓練に直接関係する指導員および訓練対象者の経費
- ・ 対象の職業訓練プロジェクトに関連するアドバイザーサービス費用
- ・ 訓練対象者が職業訓練に参加した時間分の訓練対象者の人件費および一般間接費(管理費、賃料、諸経費)

援助の割合は対象費用の50%を超えないものとなりますが、次のように、対象費用の最大70%まで増やせる場合があります。

- ・ 障害をもつ、または不利な立場にある人材に職業訓練を行う場合、10%分上乗せできる。
- ・ 中規模企業に援助が行われる場合は対象費用の10%分、小規模企業に行われる場合は20%分を上乗せできる。

EU規則により、援助の上限は1企業あたり年間500万ユーロと定められています。

不利な立場にある人材の採用

不利な立場にある人材の採用のための援助スキームは、EUの機能に関する条約(TFEU)第107条3項の意義において域内市場と整合するものとし、本条約第108条3項の届出義務を免除されるものとしします。

対象となる費用は、不利な立場にある人材の採用後最大12ヶ月間の賃金費用としします。

- ・ 対象の人材が著しく不利な立場にある場合、対象となる費用は、採用後最大24ヶ月間の賃金費用とする。
- ・ 当該人材採用により、対象企業の従業員数が過去12ヶ月間の平均と比較して純増しない場合、対象ポストは、余剰人員の解雇によるものではなく、自主的な離職、障害、年齢を理由とする退職、自主的な労働時間の短縮、または不正行為による合法的な解雇により欠員となったものとする。
- ・ 不正行為による合法的解雇の場合を除き、不利な立場にある人材は、関連する国内法、または雇用契約を規定する労働協約と整合する最低期間の継続雇用を受ける権利を有するものとする。
- ・ 雇用期間が12ヶ月(著しく不利な立場にある人材の場合は24ヶ月)より短い場合、援助はその期間に応じて比例配分で減額される。

援助の割合は対象費用の50%を超えないものとしします。

障害をもつ人材の雇用に対する賃金補助

障害をもつ人材の雇用のための援助は、EUの機能に関する条約(TFEU)第107条3項の意義において域内市場と適合するものとし、本条及び第1章に定める条件を満たすことを前提に、本条約第108条3項の届出義務を免除されるものとしします。

対象となる費用は、障害をもつ人材が雇用される任意の期間における賃金費用とします。

- 当該人材採用により、対象企業の従業員数が過去12ヶ月間の平均と比較して純増しない場合、対象ポストは、余剰人員の解雇によるものではなく、自主的な離職、障害、年齢を理由とする退職、自主的な労働時間の短縮、または不正行為による合法的な解雇により欠員となったものとする。
- 不正行為による合法的解雇の場合を除き、障害をもつ人材は、関連する国内法、または対象企業に対し法的拘束力をもち雇用契約を規定する労働協約と整合する最低期間の継続雇用を受ける権利を有するものとする。

援助の割合は対象費用の75%を超えないものとします。

障害をもつ人材の雇用に伴う追加費用の補填

障害をもつ人材の雇用にかかる追加費用を補うための援助は、EUの機能に関する条約(TFEU)第107条3項の意義において域内市場と適合するものとし、本条及び第1章に定める条件を満たすことを前提に、本条約第108条3項の届出義務を免除されるものとします。

対象費用は以下のとおりです。

- 施設の改造費用
- スタッフを雇用する費用(障害をもつ人材を支援するために費やす時間についてのみ)、および障害をもつ人材を支援するために当該スタッフを訓練するための費用

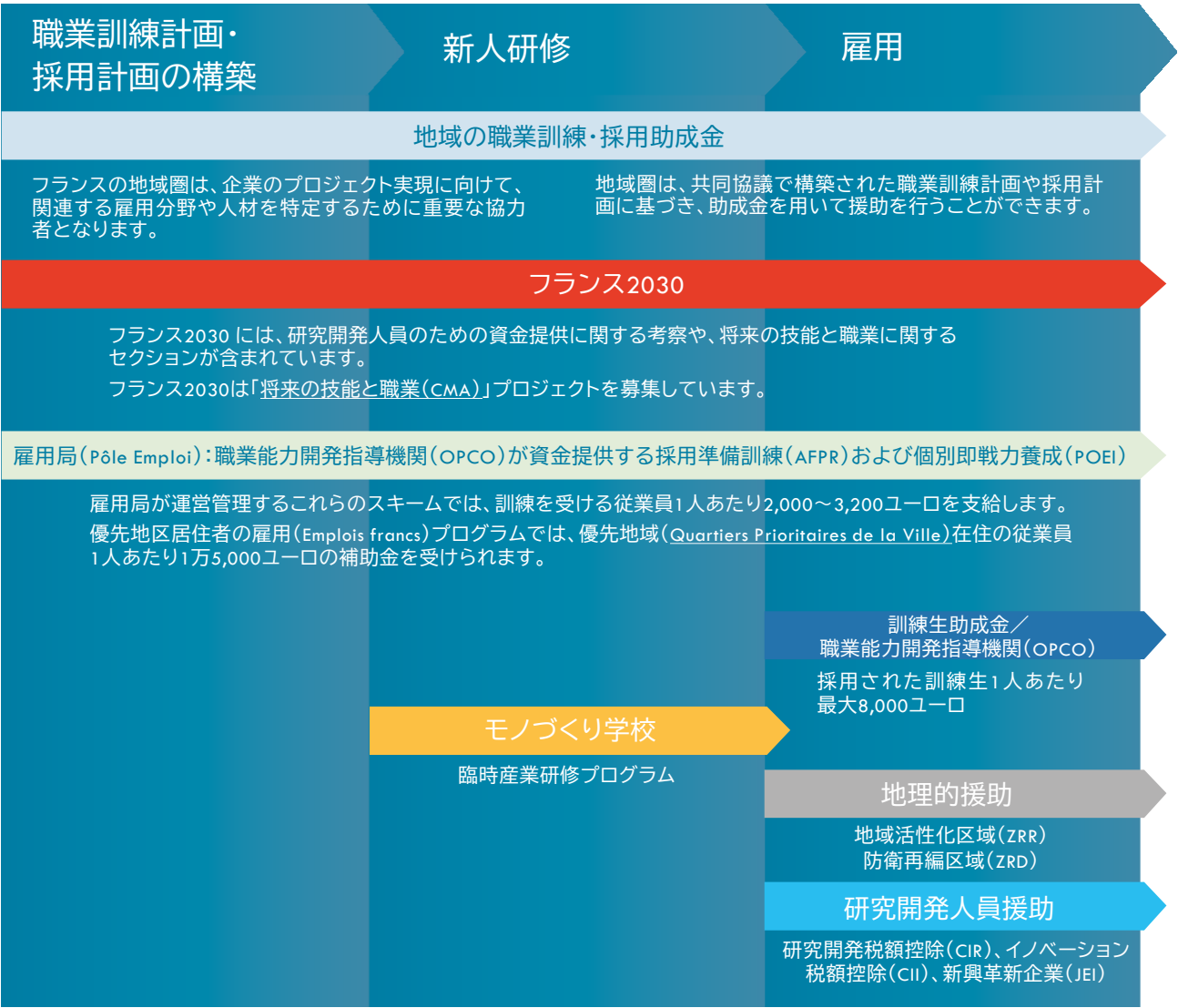
- 改造機器や支援技術設備などの、障害をもつ人材が使用するための設備の改造や取得、またはソフトウェアの取得や検証にかかる費用。この費用は、援助を受ける企業が障害をもたない人材を雇用した場合に発生したと仮定される費用の追加費用である。
- 障害をもつ人材の職場への移動や業務に関連する活動のための移動に直接関連する費用
- 障害をもつ人材がリハビリに費やす時間分の賃金費用
- 援助を受ける企業が保護雇用を行う場合、対象費用が障害をもつ人材の雇用の直接の結果として生じることを条件に、対象企業の生産拠点の建設・設置・近代化の費用、および管理と輸送の費用

援助の割合は対象費用の100%を超えないものとします。

採用や職業訓練に関する国家援助のカテゴリーの届出基準額は次のとおりです。

- **職業訓練のための援助:**1プロジェクトあたり200万ユーロ
- **不利な条件にある人材の採用のための援助:**1企業あたり年間500万ユーロ
- **障害をもつ人材の雇用に対する賃金補助による援助:**1企業あたり年間1,000万ユーロ
- **障害をもつ人材の雇用に伴う追加費用補填のための援助:**1企業あたり年間1,000万ユーロ
- **不利な条件にある人材に提供される支援費用補填のための援助:**1企業あたり年間500万ユーロ

b. 主な資金援助プログラム



c. 対象となる主な費用

	地域援助 (1)	フランス2030 (2)	雇用局(3)	職業能力開発 指導機関 (OPCO)(4)	訓練生 助成金(5)	支援地域(6)	研究開発 支援(7)
将来の雇用(8)	✓	✓	✗	✓	✗	✗	✗
グループ職業 訓練プログラム	✓	✗	✓	✓	✗	✗	✗
新規採用者の 個別職業訓練	✓	✗	✓	✓	✗	✗	✗
人件費控除	✗	✗	✗	✗	✗	✓	✓
スタッフ費用	✓	✓	✗	✗	✓	✓	✓



完全に対象

対象となる可能性あり／
部分的に対象

対象外

- (1) 企業の採用ニーズに関する企業との共同評価に基づく、欧州枠組みによる援助
- (2) イノベーションの産業化に関連する研究開発および雇用(まだ存在していないか、従来の方法を劇的に変化させる可能性のある仕事)に基本的に焦点を当てた援助
- (3) 不利な条件下(失業、貧困など)にある人々の受け入れを目的とした国家援助
- (4) OPCOによる(企業に適用される労働協約に応じて)差別化された援助
- (5) 若者の専門職的統合(役割や責任、能力などを分担し、活動などにおいて協調する)と訓練を促進するためのOPCOが管理する援助
- (6) 企業の所在地に応じて適用される特定の援助
- (7) 課税年度中に研究開発に割り当てられた時間および実施された作業への適合性または発生した研究開発費に比例
- (8) 新しい分野に直接関連し、まだ利用できない技能と職業能力や不足している技能と職業能力

フランス2030: 540億ユーロ規模の経済変革プログラム

研究から産業化まで、フランス2030実施の理由

フランス2030はイノベーションと産業に関する計画です。フランスでの研究を産業化するだけでなく、自動車やクリティカルメタルなどの重要分野において、より多くの工場を誘致することも目的としています。また、アグリフード（農業食品）や航空など、フランスがリードし続けるべき産業セクターでの強みを維持するためのものでもあります。

フランス2030は2つの強い意欲を表しています。1つは、イノベーションと産業投資によりフランス経済の主要セクター（エネルギー、自動車、航空、デジタル、宇宙など）を持続可能な形で変革しながら、フランスを単に将来の経済における参加者としてではなく、リーダーとして位置付けることです。基礎研究、アイディアの創出から革新的な製品・サービスの生産まで、フランス2030は、イノベーションから産業化までのサイクル全体を支援します。

フランス2030はこれまでになく大規模な計画です。総額500億ユーロを超え、そのうち340億ユーロは新たな資金として、企業、大学、研究機関がこれらの戦略的分野での移行を成功させるために投資が行われます。

その戦略的方向性の決定に関与した財界、学界、地元関係者との協議により策定されたフランス2030は、共同で実施されます。プロジェクト・リーダーは、国家の支援を受けるため、開かれた、かつ厳しい選抜手続を踏まえて申請書を提出することが期待されます。

フランス2030は、その支出の50%を経済の脱炭素化に配分し、残りの50%をイノベーションの担い手となる新興企業に配分するという、2つの分野横断的な目標を定めています。環境に対して有害となりうる支出には（欧州の「著しく害することがない」原則の観点で）補助金は適用されません。

フランス2030は新興企業に大きく期待しています。これは、フランスのイノベーション・エコシステム、特に革新的なスタートアップ企業や中小企業の並外れた活力に投資することを目的とした、前例のない大きな意気込みを示すものです。

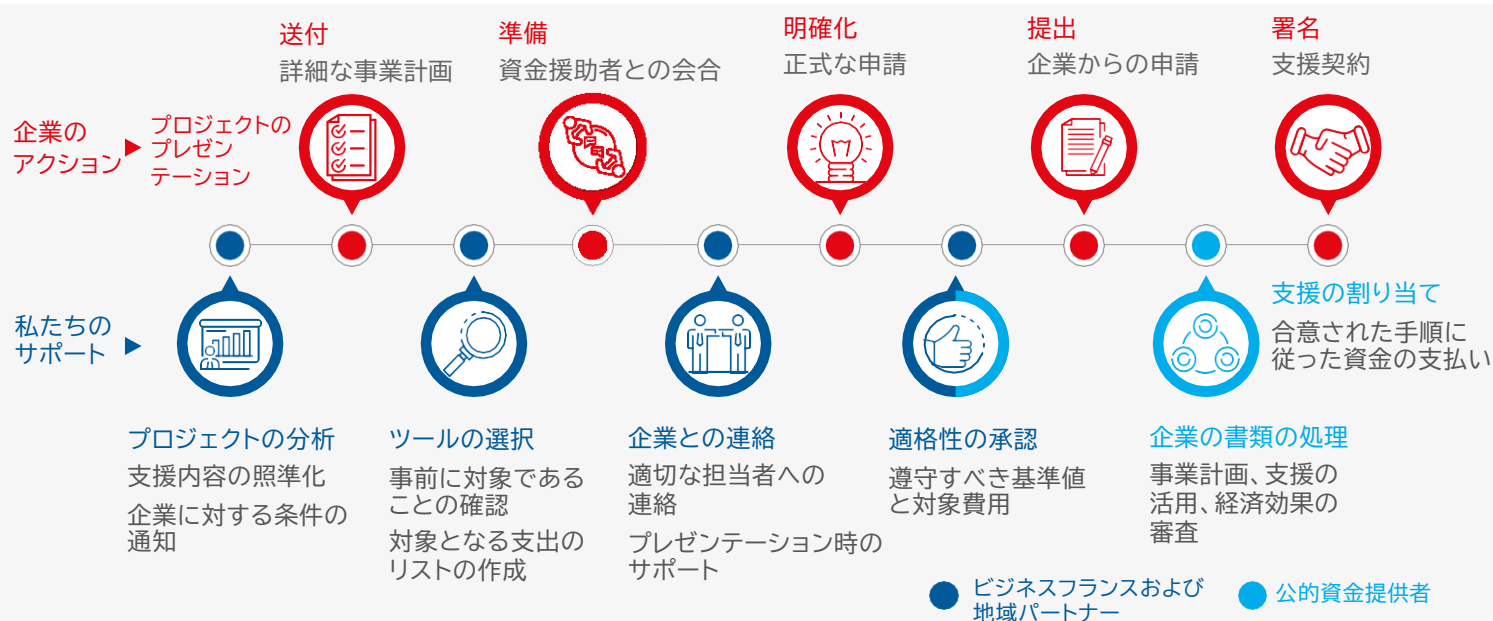
フランス2030は新規融資枠の少なくとも半分を新興企業に割り当てます。具体的には、30億ユーロが技術系スタートアップ企業や将来のユニコーン企業への投資に充てられます。このような大きな志により、次のことが実現します。

- **産業政策の変更:** 直面する課題に対応するため、新興企業に投資が割り当てられ、フランス2030が優先課題として特定したセクターにおける産業リーダーが出現する。
- 最も優秀な企業を新たに生み出す可能性を秘めた大幅な技術革新を示す意欲的なプロジェクトにおいて、事業分野や開発段階に関わらず、より大きなリスクを取る行動ができる。

最後に、フランス2030は「よりよく生産する」、「よりよく暮らす」、「よりよく世界を理解する」という3つの課題を中心に展開する10の目標を設定しています。この10の主な目標は、本計画の大きな希望を現実にするために不可欠な5つの横断的な促進要因（原材料、構成部品、デジタル技術、人材、イノベーションへの資金提供）を基に設定されています。

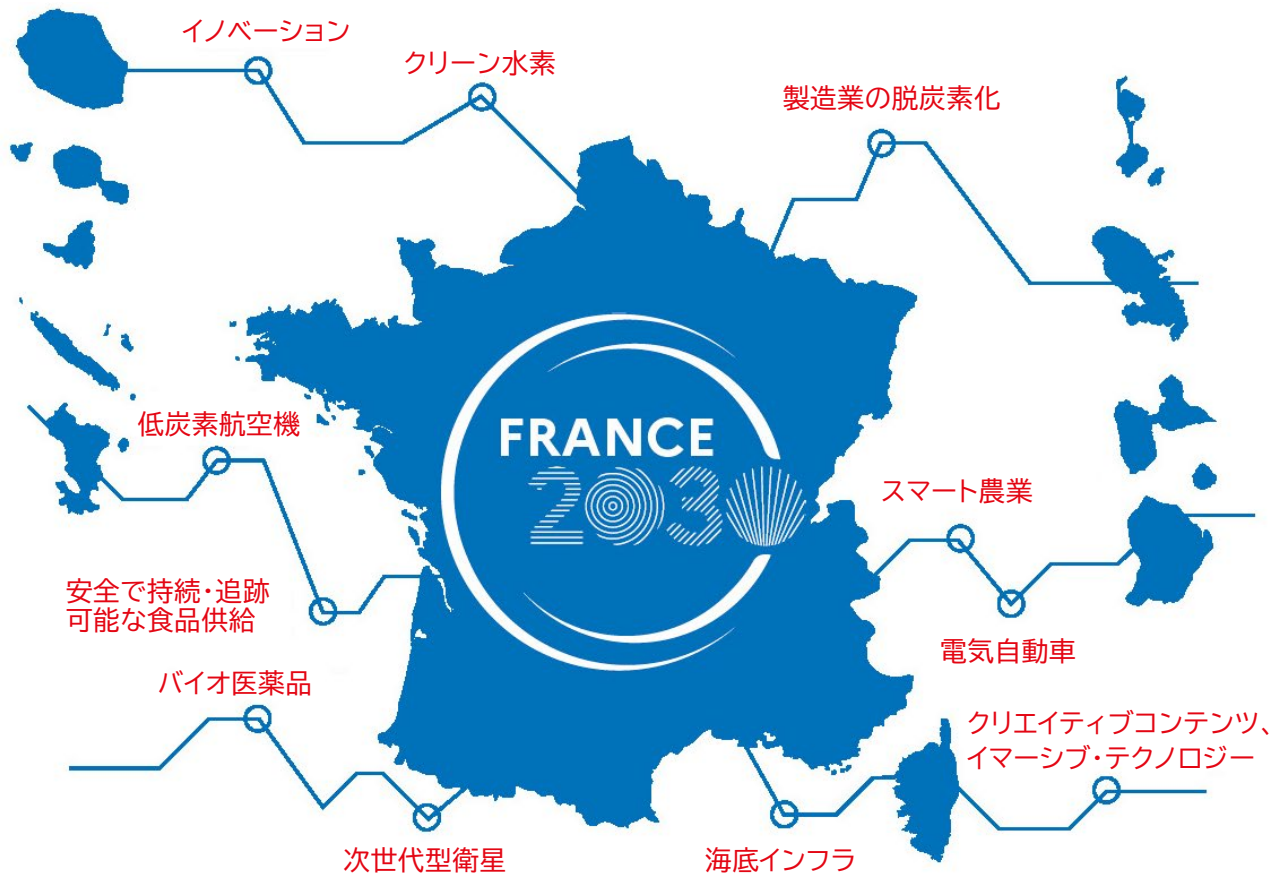
援助を受ける資格に関する情報

ビジネスフランスがフランス2030資金への 申請プロセスをご案内します



フランス2030資金援助申請方法

公募プロジェクトはすべてこちらのウェブサイト[フランス語のみ]に掲載されています。公募内容の詳細や応募方法については、リンクにアクセスしてください。





BUSINESS FRANCE

77, boulevard Saint-Jacques
75680 Paris Cedex 14
Tel.: +33 1 40 73 30 00

在日フランス大使館 貿易投資庁-ビジネスフランス日本事務所は、本ガイドブックの日本語翻訳にご協力いただいた以下のスポンサー各社に感謝いたします。

- プラチナスポンサー：TMI総合法律事務所、PwC Société d'Avocats
- ゴールドパートナー：カデラス・マルタン公認会計士事務所監査法人
- シルバーパートナー：クレディ・アグリコル・グループ

ビジネスフランスは、フランス経済の国際的な発展を支援する公共のコンサルティング機関です。フランス企業の輸出主導の成長を促進するほか、フランスへの外国投資を推進する責任を担っています。

また、フランスの企業、ビジネスイメージ、投資場所としての国全体の魅力を発信するとともに、VIE国際インターンシッププログラムの運営も行っています。

ビジネスフランスは、フランス国内および世界55ヶ国に1,400人以上のスタッフを擁しています。日本では在日フランス大使館の一部として活動しており、日本企業のフランスへの進出をサポートしています。

2023年、ビジネスフランスの支援によって、フランスの中小企業・中堅企業は新たに33億ユーロの輸出収益を上げることができ、27,111件以上の新規雇用が創出または予定されています。同年に行われた1,815件の外国投資決定のうち、ビジネスフランスの支援を受けた案件は58%にのぼり、全国で創出または維持される59,254件の雇用の67%を占めています。

詳細はウェブサイトをご参照ください：www.businessfrance.fr

発行者: EPIC Business France – 77, bd Saint-Jacques – 75014 PARIS – 代表者 Laurent SAINT-MARTIN
出版ディレクター: Laurent SAINT-MARTIN, CEO
チーフエディター: Sandrine Coquelard
著者: Thomas Navarro
デザインおよび制作: ビジネスフランス (Business France)
写真クレジット: Adobe Stock

免責事項

本書は基本的なルールを示したものであり、専門家のアドバイスに代わるものではありません。ここに記載されている情報は網羅的ではなく、ビジネスフランスは、内容の脱落や誤りについて責任を負いません。本書はすべての関連情報とこの警告を含む状態でのみ、配布可能です。